

大阪市人権相談ネットワーク専門相談機関連絡会設置要綱

第1条 名称

この会は、「大阪市人権相談ネットワーク専門相談機関連絡会」（以下「相談機関連絡会」という。）と称する。

第2条 目的

相談機関連絡会は、区役所及び大阪市人権啓発・相談センター（専門相談員）の人権相談窓口において、解決のための具体的手段が要請される場合や、より専門的な知識やノウハウが必要な場合、市民のニーズに対応する的確な機関へ円滑に紹介・取り次ぎを行うため、各々の専門相談機関の業務、対応事例に関する情報提供を行うとともに、各専門相談機関において、事案に応じ他の相談機関への紹介、連携を行うため、各々の専門相談機関で情報や意見の交換を行う。

第3条 協議事項等

相談機関連絡会は、上記の目的を達成するために、次に掲げる連絡及び協議を行う。

- (1) 専門相談機関の業務、対応事例についての情報把握。
- (2) 専門相談機関相互の情報や意見の交換。
- (3) その他目的達成に必要な協議、検討。

第4条 構成

- (1) 相談機関連絡会は、別表に規定する各機関の実務担当者（以下、「構成員」という。）で構成する。
- (2) 構成する機関は、構成員の要望により適宜追加等をすることができる。

第5条 連絡会

相談機関連絡会は、構成員の要望により必要に応じて開催する。

第6条 庶務

相談機関連絡会の庶務は、大阪市人権啓発・相談センターが行う。

- 付則 この要綱は、平成14年8月21日から施行する。
付則 この要綱は、平成19年8月9日から施行する。
付則 この要綱は、平成21年4月28日から施行する。
付則 この要綱は、平成23年7月29日から施行する。
付則 この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

附則 この改正規定は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

附則 この改正規定は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。

附則 この改正規定は、令和 7 年 2 月 18 日から施行する。

別表

- ① 大阪市こども相談センター
- ② 大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館
- ③ 母子・父子福祉センター大阪市立愛光会館
- ④ 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
- ⑤ 大阪市発達障がい者支援センター
- ⑥ 大阪市域内各区障がい者基幹相談支援センター
- ⑦ 各区自立相談支援機関
- ⑧ 大阪市域内各地域包括支援センター
- ⑨ 大阪市こころの健康センター
- ⑩ 公益財団法人大阪国際交流センター
- ⑪ 大阪市消費者センター
- ⑫ 女性総合相談センター
- ⑬ 大阪市配偶者暴力相談支援センター
- ⑭ 大阪市女性相談支援員
- ⑮ 大阪市人権啓発・相談センター